

【潟上市】  
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,051	2,007	2,007	1,940	1,872
② 予備機を含む 整備上限台数	2,358	2,308	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	2,007	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	2,007	0	0	0
⑤ 累積更新率(%)	0	100.0	100.0	103.5	107.2
⑥ 予備機整備台数	0	292	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	292	0	0	0
⑧ 予備機整備率(%)	0	14.5	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

現在の端末は、令和2年度に2,240台を整備したもの。令和7年度の児童生徒数(推定値)を基準とした台数2,007台及び予備292台、計2,299台を令和7年度末までに整備し、令和8年度から使用開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:2,240台

○処分方法

・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 :240台

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 :2,000台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・**処分事業者へ委託する**

○スケジュール(予定)

令和8年4月 新端末の使用開始

令和8年5月 処分事業者の選定

令和8年6月 使用済端末の事業者への引き渡し